

法人税が 最大5年間 免除されます！

福岡市では、新たな価値や経済社会の変化をもたらす革新的な事業に挑戦する企業に対して、法人税（国税）や法人市民税（市税）を最大5年間免除する「スタートアップ法人減税」制度を実施しています。制度を活用するためには、企業として認定を受け、その後、軽減措置の申請手続きが必要となります。詳細については、国家戦略特区担当までお問合せください。

対象企業

以下にあてはまる場合は裏面へ！

- ・ 設立から5年未満の企業
- ・ 医療、IoT、IT分野の革新的な事業に取り組んでいる
- ・ 福岡市内に本店や事務所がある

※ その他に細かな要件があります。

軽減内容

国 税

法人税の課税所得の**18%**を控除

令和10年3月31日までに国家戦略特区担当大臣の指定を受けた法人で、法人設立から5年以内に限る

市 税

対象事業の所得にかかる
法人市民税（法人税割）を全額免除

令和10年3月31日までに福岡市長の指定を受けた法人で、法人設立から5年以内に限る

手続きの流れ

国 税

と

市 税

の認定を申請する場合

01

申請企業 → 福岡市

相 談

特区担当まで
ご連絡ください

02

内閣府 福岡市

申 請

企業から申請書類
を提出

03

内閣府 福岡市

審 査

事業計画を基に
適合性を判断

04

内閣府 福岡市

認 定

対象企業として
認定

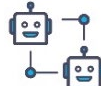
企業の認定後に、軽減措置の申請が必要です。申請は年度ごとに行っていただきます。



スタートアップ法人減税制度

スタートアップパッケージ

本制度の対象となるのは、以下の要件を満たす革新的な事業を行う企業です。

	国税の軽減措置	市税の軽減措置
設立時期	設立の日以後の期間が5年未満	設立の日以後の期間が5年未満
立地	国家戦略特区内に 本店 または 主たる事務所 がある 	福岡市内に 本店 または 主たる事務所 がある
事業		
対象分野	医療 一定のIoT	医療 一定のIoT 先進的なIT
対象分野とは？		
医療  高度な医療の提供に資する医薬品、医療機器、再生医療に関する製品や手術補助等ロボットの研究・開発を行う事業 一定のIoT  さまざまなモノをインターネットに接続させることで、データを収集・分析し、自律的に作動する技術を活用した事業 先進的なIT  ソフトウェアの開発や半導体製品の設計、コンピュータを使った情報処理を活用した開発を行う事業		
必須条件	国家戦略特区の規制の特例措置が重要な役割を果たす	国家戦略特区の規制の特例措置などが重要な役割を果たす
規制の特例措置 とは？		
創業者人材確保支援事業 設立から5年未満の企業に対し、国家公務員の企業への転職を応援する制度。国家公務員が企業に採用され、3年以内に復職した場合に退職金手当の算定基礎となる勤続年数を通算できる。 エンジニアビザ 福岡市内に事業所を有する企業が外国人エンジニアを雇用する場合、一定の要件を満たせば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の審査期間が約1か月に明確化・短縮化される制度。 参考リンク エンジニアビザの詳細はこちら(福岡市HP) →  規制の特例措置の一覧はこちら(内閣府HP) → 		
事業割合	課税の軽減措置の対象となる事業のみを行うこと	全事業に対して、課税の軽減措置の対象となる事業の占める割合がおおむね50%以上
雇用	なし	常用雇用者を雇用すること (福岡市民を1名以上)